

使いやすく
なりました!

ふるさとのもので



家づくり



支援事業のご案内

地域材^(*)を使って、自身が居住するための住宅を藤岡市内に新築する人を支援します。

(*) 「ぐんま優良木材」のうち「藤岡市内で伐採された木材」又は「藤岡市内のぐんま優良木材認証工場で製材又は加工された木材」

- 主な要件
- ・延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸建て住宅
 - ・地域材を8㎡以上使用
 - ・施工業者が建築一式工事の許可を受けている
 - ・申請した年度内に上棟する

使いやすくなった
ポイントはココ!

☆その1☆

化粧材や造作家具に使う地域材も補助対象になりました。

☆その2☆

市外の業者による施工でも申請できるようになりました。

住宅への補助

構造材、化粧材、造作家具に合計8㎡以上の地域材を使用している新築住宅に対して、地域材の使用量に応じた金額を補助します。

地域材使用量	補助金額
地域材1㎡あたり	2万円
(例) 8㎡使用 (最少)	16万円
20㎡使用 (最大)	40万円

店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の地域材が対象です。

転入者への補助^(*)

補助対象の住宅を新築し、市外から藤岡市へ転入する場合に加算します。

補助金額

10万円

(*) 次のいずれかに該当する人を転入者としてします。

藤岡市に転入後1年以内又はこれから転入しようとする人
藤岡市から転出後3年以上が経過し、再度転入する人

鬼石地区に補助対象の住宅を新築して転入する人は、さらに10万円の補助が受けられます。



鬼石地区の補助についての問合せ先

鬼石総合支所 鬼石振興課 TEL: 0274-52-3111

詳しくはこちらでご確認ください



藤岡市役所 森林課

電話:0274-40-2316 (平日8:30~17:15)

藤岡市



藤岡市では、森林を守り、育て、活用する循環型の森林政策の一環として、地域材の活用を推進しています。